

卒業の認定に関する方針 (専門学校大原自動車工科大学校)

1. 教育目的

本校は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に準拠し、モータリゼーション化、国際化等の社会において、自動車整備、日本語の各分野を担うために必要な基本的原理を理解し、専門的能力と実践的技術を身につけた人間性豊かな社会人を育成することを目的とする。

2. 卒業の認定

各課程・学科の修業年限に在籍し、所定の授業科目の履修を積み重ね、各課程・学科の卒業に必要な授業科目および授業時間（単位）を修得し、卒業審査に合格した者を卒業認定する。

(1) 卒業に必要な授業時間（単位）

二級自動車整備学科	1, 818.0時間（65単位）
一級自動車整備研究学科	3, 657.6時間（131単位）
板金・塗装学科	916.2時間（35単位）
日本語学科（1.5年制）	1, 290時間（50単位）
日本語学科（2年制）	1, 720時間（68単位）
日本語学科（1年制）	800時間（37単位）
国際ビジネス学科	800時間（40単位）

(2) 称号の授与

卒業を認められる者のうち、文部科学大臣が認める所定の学科（1年制、1.5年制を除く）を修了した者は、「専門士」の称号を授与する。また、4年制の課程を修了した者は、「高度専門士」の称号を授与する。